

# 平成31年度認可外保育施設保育料助成制度のご案内

港区では、認可保育園、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育事業又は港区保育室（以下「認可保育園等」といいます。）への入所申込みを行っているにもかかわらず、認可保育園等へ入所できていない期間中に、認証保育所を除く認可外保育施設に入所している児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、認可保育園等と認可外保育施設の保育料の差額を助成しています。

＜申請前チェックリスト＞ 以下のチェック項目すべてに該当する人が助成の対象となります。

チェック項目		チェック欄						
1	<p>次の要件すべてを満たす児童と同居する保護者である。</p> <p>① 港区内に住民登録し居住する児童</p> <p>② 保育支給認定（2号認定又は3号認定）を受け、かつ認可保育園等の入所申込み期間中（入園待機中）である児童<sup>※1</sup></p> <p>③ 助成対象月の初日に認可外保育施設に在籍している児童<sup>※2</sup></p> <p>④ 認可外保育施設の保育料を当該保護者が支払っている児童</p> <p>⑤ 私立幼稚園や認証保育所の保育料について、助成（減免）されていない児童</p> <p>※1 保育認定を「求職」で受けている場合、助成対象となるのは認可外保育施設に入所し助成開始後3か月以内となります（ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に同じ）。</p> <p>※2 月途中の退園や休園で、月160時間以上の保育が必要ではないことが確認された月は対象外となります（夏休み等の長期休暇がある施設に通う場合も同様です）。</p>	□						
2	<p>助成金の対象となる児童のための育児休業期間中ではない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・助成金申請対象児童の育児休業期間中である場合</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>・下の子の育児休業期間中であり、上の子（今回の助成金申請対象児童）の助成金を初めて申請する場合</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>・下の子の育児休業期間中だが、上の子（今回の助成金申請対象児童）は育児休業期間より前から助成金を受けている場合</td> <td style="text-align: center;">対象</td> </tr> </table>	・助成金申請対象児童の育児休業期間中である場合	対象外	・下の子の育児休業期間中であり、上の子（今回の助成金申請対象児童）の助成金を初めて申請する場合	対象外	・下の子の育児休業期間中だが、上の子（今回の助成金申請対象児童）は育児休業期間より前から助成金を受けている場合	対象	□
・助成金申請対象児童の育児休業期間中である場合	対象外							
・下の子の育児休業期間中であり、上の子（今回の助成金申請対象児童）の助成金を初めて申請する場合	対象外							
・下の子の育児休業期間中だが、上の子（今回の助成金申請対象児童）は育児休業期間より前から助成金を受けている場合	対象							
3	<p>東京都の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）の交付を受けている施設である。</p> <p>※証明書の交付の有無については、東京都福祉保健局のホームページでご確認ください。ただし、東京都の指導等の結果、証明書の交付が取り消される場合がありますのでご注意ください。</p> <p>※港区外の施設も対象となります。</p>	□						
4	<p>月160時間以上の月ぎめ利用契約をしている。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・月160時間のコースがなく、月100時間の月ぎめ利用契約と延長保育を利用している場合</td> <td style="text-align: center;">対象</td> </tr> <tr> <td>・月160時間の月ぎめ利用契約をしておらず、一時的な延長保育の累計により160時間を超えた場合</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> </table>	・月160時間のコースがなく、月100時間の月ぎめ利用契約と延長保育を利用している場合	対象	・月160時間の月ぎめ利用契約をしておらず、一時的な延長保育の累計により160時間を超えた場合	対象外	□		
・月160時間のコースがなく、月100時間の月ぎめ利用契約と延長保育を利用している場合	対象							
・月160時間の月ぎめ利用契約をしておらず、一時的な延長保育の累計により160時間を超えた場合	対象外							
5	<p>助成が適用されるのは、申請書類（申請書・受託証明書）が提出された月からであり、遡って申請する（助成を受ける）ことはできないことを理解している。</p> <p>※4月から助成を受ける場合、4月中に申請書類を整えて提出することが必須となります（4月中に申請しても、申請書類が不備の場合翌月以降の適用となりますのでご注意ください）。</p>	□						

**重要！**

- 助成を受けるためには、年度ごとに申請が必要です。前年度申請した人も再度申請してください。
- 求職要件で入所待機となっている場合、助成開始後3か月までが助成対象となります。
- 助成が適用されるのは申請月からです。遡っての申請・助成はできません。

## 1 助成期間

次の（１）、（２）の両方に該当する期間を助成期間とします。

- （１）平成３１年度に認可保育園等への入所申込みを行った結果、入所することができなかった初回の入所希望月から、平成３２年３月までの入所申込みが有効な期間で、認可保育園の在園要件を満たしている期間

※認可保育園等に入所した場合の在園要件を満たす期間

保育が必要な事由	在園要件を満たす期間
就労	小学校就学前まで（ただし、失職した場合は「求職」に同じ） ※ <u>育児休業を取得している場合、復職月から助成対象となりますので、復職証明書を各地区総合支所区民課保健福祉係へ提出してください。</u>
出産	出産予定月の２か月前から、出産日から５７日目の属する月末まで
疾病、障害、介護・看護、災害復旧	必要がなくなるまでの期間
求職	３か月以内（ただし、３か月以内に就労した場合は「就労」に同じ）
就学	卒業または修了まで

- （２）助成対象月の初日に在籍し、月１６０時間以上の月ぎめ契約をしている期間

※月途中の退園や休園で、月１６０時間以上の保育が必要ではないことが確認された月は対象外となります（夏休み等の長期休暇がある施設に通う場合も同様です）。

※求職要件で入所待機となっている場合、助成開始後３か月までが助成対象となります。求職要件で再度入所待機となっても引き続き認可外保育施設に入所する場合、助成対象なりません。

※申請月から助成の対象となります。遡って申請・助成をすることはできません。

（例：４月から助成金を受け取りたい場合、４月中に申請書類を整えて提出してください。）

※本助成金は年度ごとに申請書の提出が必要です。

## 2 助成金額

認可外保育施設保育料と助成基準額（３歳未満児：１０万円、３歳以上児：９万７千円）のいずれか低い額と認可保育園等保育料の差額を助成します。

<p>&lt;例１&gt; １歳児、認可外保育施設保育料１４万円、認可保育園等保育料３万円（Ｄ１０階層）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 100,000 円</li> <li>認可保育園等保育料 30,000 円</li> <li>補助金額 70,000 円</li> </ul>	<p>&lt;例２&gt; ４歳児、認可外保育施設保育料６万円、認可保育園等保育料２万２千円（Ｄ２４階層）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 60,000 円</li> <li>認可保育園等保育料 22,400 円</li> <li>補助金額 37,600 円</li> </ul>
--	--

<助成の詳細>

- （１）児童が標準時間認定を受けている場合は標準時間の認可保育園等保育料との差額、短時間認定を受けている場合は短時間の認可保育園等保育料との差額を助成します。
- （２）助成対象金額は月ぎめ基本保育料のみです（延長保育料、入会金、実費払いとして発生する食事代（おやつ代含）、オムツ代、英会話等の講習費、個人的な経費は保育料に含みません）。
- （３）助成対象児童に認可保育園や認証保育所、幼稚園などに在園する兄や姉がいる場合などは、証明書の交付を受けた認可外保育施設に在園する第２子以降の認可保育園等保育料が無料になることがあります。詳細はお問合わせください。
- （４）認可外保育施設の保育料が認可保育園等保育料よりも低い場合は、助成は行いません。

### 認可保育園等保育料の決定方法

認可保育園等保育料は、児童の年齢及び世帯の住民税額（区民税）により決定します。具体的には、世帯の区民税所得割額（調整控除以外の税額控除適用前の税額）を合計した金額をもとに階層を決定します。

- 平成３１年４月～平成３１年８月分の認可保育園等保育料：平成３０年度分の住民税額をもとに決定
- 平成３１年９月～平成３２年３月分の認可保育園等保育料：平成３１年度分の住民税額をもとに決定

※住民税の申告がない方や、港区に転入された方は、課税証明書等の提出が必要です。（提出先：各地区総合支所区民課保健福祉係）

※離婚や婚姻、修正申告等は、世帯の所得税課税額に変動が生じ、認可保育園等保育料が変更（修正申告の場合は年度当初または９月に遡ります。）になる場合があります。所定の書類をご提出いただく必要がありますのでお申し出ください。

### 3 申請手続き

#### (1) 申請書類

次の①及び②の書類をご提出ください。

##### ① 平成31年度認可外保育施設保育料助成金交付申請書

※申請者は、原則として認可外保育施設の保育料を支払っている保護者になります。また、助成金は所得となるため、申請者は税の申告が必要となる場合があります（4ページ参照）。

※振込口座は、申請者と同一人名義の口座としてください。農協・ネット銀行は使用できません。

##### ② 受託証明書（港区ホームページからダウンロードができます。）

※証明書に契約に関する内容を記入し、入所している認可外保育施設で証明を受けてください。

※助成対象期間中に契約内容を変更した場合、受託証明書を再提出してください。

申請書類に不備があった場合、申請を受け付けられず、助成希望月に助成金を交付できない場合があります。申請書類が整いましたら、なるべく早めにご提出ください。

#### (2) 申請方法

上記（1）の申請書類を、窓口を持参または郵送によりご提出ください。

#### (3) 提出先

＜持参の場合＞ 港区役所（本庁舎7階）保育課保育施設指導係の窓口  
各地区総合支所区民課保健福祉係の窓口

＜郵送の場合＞ 〒105-8511（住所不要）

港区役所保育課保育施設指導係

※封筒に「認可外保育施設保育料助成金申請書在中」と明記してください。

#### (4) 申請スケジュール

期	申請書類提出時期	領収書等提出依頼時期	入金予定時期
第1期（4月～6月）	助成希望月月末	6月下旬～7月上旬	領収書等提出後、概ね1か月から1か月半後
第2期（7月～9月）		9月下旬～10月上旬	
第3期（10月～12月）		12月下旬～1月上旬	※書類に不備等があった場合、入金時期は遅れます。
第4期（1月～3月）		3月中旬～下旬	

### 4 助成を行わない場合

以下の条件にあてはまる場合、助成は行いません。

#### (1) 児童と申請者である保護者が同居していない場合

#### (2) 認可保育園等の入所の申込みをしている期間ではない場合

- ・ 認可保育園等へ入所した場合
- ・ 認可保育園等の 入所申込要件及び在園要件に該当しなくなった場合
- ・ 認可保育園等の 入所申込み有効期間が切れた場合
- ・ 入所内定後、第1希望の内定園への入所を取り下げた場合、又は第2希望以下の内定園の「内定辞退届」の提出が定められた期限を過ぎた場合

#### (3) 認可外保育施設に対して保育料の支払いをしていない場合（保育料未納、休園等）

#### (4) 認可保育園等に入所後、認可外保育施設も同時に利用契約をしている場合

#### (5) 助成希望月の末日までに申請手続きを行わない場合

#### (6) 月の途中の退園や休園で月160時間以上の保育が必要でないことが確認された場合

#### (7) 私立幼稚園や認証保育所の保育料について助成または減額を受けている場合

#### (8) 領収書のコピーが提出されない場合

※申請時にご提出いただく受託証明書と領収書の内容が異なる場合、確認させていただく場合があります。

#### (9) 偽りその他不正な手段により助成の申請・請求があった場合

## 5 問合せ先

### <認可外保育施設保育料助成制度について>

(平成31年3月31日まで) 子ども家庭支援部保育課保育施設指導係 03(3578)2850

(平成31年4月1日以降) 子ども家庭支援部保育課保育支援係 03(3578)2428

### <認可保育園等の入園相談について>

各地区総合支所区民課保健福祉係

- ・芝地区 03(3578)3161
- ・高輪地区 03(5421)7085
- ・麻布地区 03(5114)8822
- ・芝浦港南地区(台場地区を含む)
- ・赤坂地区 03(5413)7276
- 03(6400)0022

### 助成金と税の申告について

- 認可外保育施設保育料助成金は「雑所得(事業、不動産、配当、給与、年金、生命保険等の一時金、資産の譲渡などによる所得に含まれない所得)」に該当します。
- 平成32年2月中旬から3月中旬までの確定申告において、税の申告が必要になる場合があります。

#### 所得税の確定申告が必要な方

- 当該補助金の他に給与以外の事業等の所得がある方(所得税がある方)
- 給与収入から所得税が源泉徴収されていなかった方(外国公館等に勤務)
- 給与以外の収入が当該補助金を含めて20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けていた方
- 医療費控除や初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- その他の方

#### 確定申告についての問い合わせ先

- 芝、高輪及び芝浦港南(台場を含む)地区総合支所管内にお住まいの方  
芝税務署 港区芝5-8-1 03(3455)0551
- 麻布及び赤坂地区総合支所管内にお住まいの方  
麻布税務署 港区西麻布3-3-5 03(3403)0591

#### 住民税の申告が必要な方

- 所得税は非課税(確定申告の必要なし)でも、住民税が課税される方
  - 給与以外の収入はあるが20万円以下のため所得税の確定申告が必要ない方
  - その他の方
- ※ 所得税の確定申告をされた方は、住民税の申告が済んだものとみなされ申告は必要ありません。

#### 住民税の申告についての問い合わせ先

港区産業・地域振興支援部税務課課税係 港区芝公園1-5-25  
03(3578)2111 内線2593~2609(2599除く)